

第2章 経 済 局

第1節 農林漁業金融

1 組合金融の動き

平成5年度の日本経済は、3年続きの不況に終わり、円高、冷夏等も追い討ちをかけた。

設備投資、個人消費は低迷が続き、公共投資、住宅投資の増加が景気の下支えとなった。雇用情勢は悪化した、物価は全般に安定した。

こうした環境のもとで金融緩和が進み、公定歩合は9月に市場最低の1.75%まで引き下げられ、短期金融市場金利も低下したのに対して、長期金利はいったん低下した後、1月以降上昇に転じたため、長短の金利格差は拡大した。

株価は年度前半は大きな変動がなく、後半はいったん落ち込んだ後、12月以降再び上昇した。

ストック調整、バブル崩壊後のバランスシート調整もあって、金融期間の貸出金の伸びは、①景気停滞長期化のなかでの資金需要低迷、②企業の財務面でのリストラの動き、③資産価値下落に基づく企業等のリスク負担能力の低下等により低い水準で推移した。マネーサプライの伸びも若干上昇したが依然低い水準にとどまった。

かつてない低金利のもとで、個人貯蓄は、これまでの増勢鈍化傾向から横ばいになり、年度間増加率は、5年度まで4年連続して低下し、増加幅は年度をおって小さくなったことから、5年度にはほぼ前年並の4.9%増となった。内訳では、預貯金の伸びが小幅ながら回復し、保険は増加傾向が続いた。

預貯金金利及び金融商品の自由化は進み、5年度には小口定期預貯金金利が自由化され、定期預貯金金利自由化はほぼ完了した。6月に、300万円未満の定期預貯金と期日指定定期が自由金利型定期に吸収され、それと同時に、郵貯においても定額貯金が市場金利連動商品となった。また、10月には、中長期預貯金（4年もの）と変動金利預貯金が創設された。

組合金融と関わりの深い農家経済では、米について、長雨による日照不足、低温から記録的な凶作に見舞わ

れたこと、畜産について、輸入自由化により低迷が続いていること、果樹について、天候不順による品質低下で価格が低下したことにより農家所得は前年比6.7%減、また、農外所得も不況で貸金収入が減少したことにより前年度比1.1%減となった。

こうした所得の減少分を、農業共済金の受取、高齢化の進展による年金受取の増加が補ったことにより農家総所得は対前年度比0.7%増となったが、家計費の伸びがそれほど縮小しなかったことから、農家経済余剰は1.0%減と2年連続減少した。

以上のような一般経済及び農家経済の下で、5年度の組合金融は次のような動きをした。

調達面では、共済金や年金受取増、さらに利息等が残高の増加を下支えしたものの、冷夏や輸入自由化、長引く不況のため農業収入、農外収入がともに不振におわったことにより前年比増加率は3.9%（4年度3.9%）と過去最低の水準となった。

一方、運用面では、他業態とのほぼ共通する要因である景気停滞の長期化による個人ローン（住宅ローンを除く）や農外事業資金の低迷の影響等により農協貸出金の前年比伸び率は、4年11月以降低下基調に転じたのち、5年度さらにその増勢は鈍化し、5年3月末の10.2%増から、6年3月末には6.0%増へと4.2ポイントの低下となった。この結果、他業態との伸び率格差の縮小がみられた。また、農協の貯貸率については、5年3月末の26.3%から6年3月末には26.9%へと増加しているが、貸出金の伸び率の増勢鈍化が続く一方で、貯金の伸び率はほぼ横ばいで基調しているため、貯貸率は頭打ち傾向にある。

さらに、農協の余裕金運用は、系統預け金が年度間増減率2.9%増、1兆3千億円増（4年度4.0%増、1兆7千億円増）と伸び率が鈍化した、有価証券運用が11.1%増、4兆1千億円増と増加が目立った。

このように平成5年度の組合金融の動向は、前年度に引き続き、貯金については伸びが低下、貸出については資金需要の低迷に伴う伸び悩みを有価証券運用で補う形となった。

(1) 農 協 の 動 き

ア 貯 金

5年度末の貯金残高は65兆4,244億円となり、増加額2兆4,431億円及び増加率3.9%で、前年度の増加額(2兆3,561億円)を下回った。

イ 借入金

5年度末の借入金残高は4,648億円(このほか農林漁業金融公庫からの転貸用借入金6,736億円)となり、前年度末残高(5,239億円)より591億円、11.3%減少した。

ウ 貸出金

5年度末の貸出金残高は17兆6,898億円(このほか農林漁業金融公庫受託貸付金残高6,958億円、金融機関貸出18億円)となり、前年度に比べ9,992億円、6.0%増加した。これにより、年度末残高の貯貸率は、26.5%から27.0%へと上昇した。

貸出金残高を短期、長期別にみると、年度間増加率は、短期貸出が1.8%減(前年度2.4%増)、長期貸出は7.5%増(前年度11.5%増)となり、長期貸出比率は79.9%(前年度78.4%)となった。

エ 余裕金

農協の余裕金(現金を除く。)は、主として信農連への預け金及び有価証券で運用されており、その5年度末残高は50兆7,696億円で、増加額は1兆5,572億円(3.2%)と、前年度(1兆6,047億円、3.4%)を下回った。

その運用内訳をみると、預け金46兆3,270億円で余裕金の91.2%を占め、前年度に比べ1兆2,676億円、2.8%増であった。このうち、系統への預け金は45兆4,434億円で、余裕金全体の89.5%を占めており、前年度(89.7%)よりわずかに減少した。また、5年度末における有価証券保有残高は4兆1,294億円と前年度に比べ4,120億円(11.1%)増となったが、余裕金全体に占める割合は7.6%から8.1%とわずかに増加した。

(2) 信農連の動き

ア 貯金

5年度末の貯金残高は49兆791億円となり、増加額1兆1,868億円及び増加率2.5%は、前年度の増加額(1兆9,129億円)及び増加率(4.2%)を下回った。

イ 借入金

5年度末の借入金残高は32億円となり、前年度末残高(395億円)より363億円、91.9%減少した。

ウ 貸出金

5年度末の貸出金残高は5兆9,761億円(このほか農林漁業金融公庫受託貸付金残高1兆9,825億円、金融機関貸出4兆1,684億円)となり、前年度に比べ794億円、1.9%減少した。年度末残高の貯貸率は、13.0%から12.2%へと低下した。

貸出しの員内、員外別の状況を見ると、員内は0.0%増、員外は2.3%減少した。員内を貸出先別にみると、農協向けが6.7%減少(前年度5.7%減)し、信農連の会員である農協の組合員(いわゆる孫会員)向けは0.2%増加(前年度9.4%増)した。

エ 余裕金

信農連の余裕金(現金を除く。)は、主として農林中金への預け金及び有価証券で運用されており、その5年度末残高は40兆7,731億円で、増加額は1兆3,736億円(3.5%)と、前年度(1兆7,942億円、4.8%)を下回った。

その運用内訳をみると、預け金28兆9,382億円で余裕金の71.0%を占め、前年度に比べ1兆2,358億円、4.5%増であった。このうち、系統への預け金は28兆4,891億円で、余裕金全体の69.9%を占めており、前年度(69.2%)より増加した。また、5年度末における有価証券保有残高は11兆0,969億円と前年度に比べ1,120億円(1.0%)増となり、余裕金全体に占める割合は27.9%から27.2%とやや低下した。

(3) 農林中央金庫の動き

ア 預金

5年度末の預金残高は30兆7,846億円となり、前年度に比べ1兆7,495億円、6.0%増加した。この預金を預り先別に見ると、所属団体の残高は、28兆4,922億円で、1兆1,664億円(4.3%)の増となり、前年度(3兆5,868億円、15.1%の増)に引き続き増加となった。

一方、非所属団体の残高は、2兆2,923億円で、5,830億円(34.1%)の増加となり、前年度(8,395億円、32.9%)の減少から増加に転じた。なお、預金残高総額に占める所属団体の業態別の割合は、農協系統が91.1%と大宗を占めており、水産系統3.9%、森林系統0.01%となった。

イ 農林債券

5年度末の農林債券の発行残高は8兆6,730億円となり、前年度に比べ4,227億円、4.6%減少した。これを利付債(5年)と割引債(1年)に分けてみると、利付債の発行残高は6兆9,651億円で、3,935億円(6.9%)の増加、割引債の発行残高は2兆5,766億円で、8,161億円(24.1%)の減少となった。

ウ 貸出金

(ア) 所属団体貸出

5年度末の所属団体貸出残高は8,602億円となり、前年度に比べ2,808億円、24.6%減少した。これを団体別に見ると、農協系統は5,370億円で2,663億円(33.2%)の減少、水産系統が2,152億円で113億円(5.0%)の減少、森林系統が916億円で52億円(5.4%)の減少とな

表1 農協信用事業主要勘定

(単位: 億円, %)

	貯金(A)	借入金 〔農林公庫 転貸資金 を除く〕	貸出金(B) 〔農林公庫 資金、金 融機関貸 出を除く〕	預け金	うち系統 預け金	有価証券	貯貸率 (B)/(A)
4年3月末	606,253	5,914	151,448	436,083	424,595	34,883	25.0
6	609,280	5,744	157,064	430,210	421,512	36,496	25.8
9	613,388	5,797	161,755	435,024	425,502	37,611	26.4
12	638,619	3,757	163,318	457,255	446,438	39,021	25.6
5年3月末	629,814	5,239	166,906	450,594	441,620	37,174	26.5
6	637,288	5,408	170,910	451,092	443,559	36,943	26.8
9	637,607	5,464	174,096	458,991	450,717	34,554	27.3
12	663,017	3,554	174,395	474,752	464,998	39,477	26.3
6年3月末	654,244	4,648	176,898	463,270	454,434	41,294	27.0

表2 信農連主要勘定

(単位: 億円, %)

	貯金(A)	借入金	貸出金(B) 〔金融機関貸 出を除く〕	金融機 関貸出	預け金	うち系統 預け金	有価証券	貯貸率 (B)/(A)
4年3月末	459,794	439	63,661	40,191	251,595	246,004	111,063	13.8
6	458,344	242	63,299	39,751	253,674	250,373	111,512	13.8
9	461,907	281	64,337	39,247	259,285	254,385	108,880	13.9
12	481,878	230	61,756	38,808	277,955	271,875	108,959	12.8
5年3月末	478,923	395	62,469	40,890	277,024	272,823	109,849	13.0
6	482,017	210	60,393	39,534	286,890	283,767	106,566	12.5
9	489,983	210	60,959	39,302	302,854	298,994	99,609	12.4
12	501,949	243	58,441	38,773	309,873	304,679	104,311	11.6
6年3月末	490,719	320	59,761	41,684	289,382	284,891	110,969	12.2

表3 農林中央金庫の主要勘定

(単位: 億円)

	預金	発行債券	所属団体 貸出	非所属団 体貸出	有価証券
3年3月末	205,350	68,289	12,538	152,672	115,804
6	198,019	64,234	8,672	152,840	108,978
9	213,279	67,893	10,203	151,414	114,600
12	249,914	73,525	15,507	190,415	102,680
4年3月末	262,878	81,014	11,888	160,018	112,975
6	273,548	73,721	7,331	161,150	135,209
9	274,380	80,789	8,969	161,887	141,727
12	285,954	86,253	15,614	167,029	142,255
5年3月末	290,351	90,957	11,410	166,407	145,067
6	305,199	85,491	7,712	169,613	160,293
9	321,898	89,812	8,899	164,266	168,415
12	314,871	88,817	13,555	173,955	167,362
6年3月末	307,846	86,730	8,602	176,127	180,365

資料: 農林中央金庫残高資産表

(注) 非所属団体貸出には、買入手形、コールローンを含む。

った。

(4) 非所属団体貸出 (関連産業法人貸出等)

5年度末の非所属団体貸出残高は17兆6,127億円となり、前年度に比べ9,720億円、5.8%増加した。このうち、関連産業法人貸出残高は8兆901億円で、298億円(0.4%)の減少となり、前年度(3,733億円、4.8%)の増加から減少に転じた。また、関連産業法人貸出以外の非所属団体貸出は、施設法人貸出、農山漁村整備法人貸出、特別貸出法人貸出、金融機関貸出等がある

が、これらの残高は9兆5,226億円で、1兆181億円(11.8%)の増となり、前年度の増加額(2,656億円、3.2%)を上回った。

エ 余裕金

余裕金は、有価証券や預け金等により運用されているが、このうち有価証券が大宗を占めた。5年度末の有価証券保有残高は18兆365億円で、3兆5,298億円(24.3%)の増となり、前年度(3兆2,092億円、28.4%の増)に引き続き大幅な増加となった。

2 農林漁業金融公庫

(1) 貸 付 計 画

5 年度における農林漁業金融公庫の当初貸付計画額は、資金需要の実勢を勘案し、6,000億円(前年度当初計画6,000億円)とした。資金の種類別の内訳は表4のとおりである。

資金別にみると、農林漁業の各種施策との関連及び資金需要の動向を勘案して、経営構造改善関係資金については、前年度より増額し、基盤整備関係資金については、前年度より減額し、一般施設資金及び経営維持安定資金については、前年並とした。

表 4 農林漁業金融公庫資金貸付計画

(単位：百万円)			
区 分	5 年 度	4 年 度	比較増△減
経営構造改善	202,000	191,500	10,500
基 盤 整 備	226,600	236,000	△9,400
一 般 施 設	100,500	101,000	△500
経営維持安定	55,900	56,500	△600
災 害	5,000	5,000	0
予 備	10,000	10,000	0
合 計	600,000	600,000	0

(2) 資金計画及び実績

5 年度の資金交付計画の総額は5,200億円で、この原資として借入金4,720億円(うち資金運用部資金4,210億円、簡易保険資金480億円、農業経営基盤強化措置特別会計30億円)及び自己資金480億円を充当することとした。また、農林漁業金融公庫の収支の均衡を図るため、一般会計から補給金1,081億2,500万円の繰入れを予定した。

この予定額に対する実績は、借入金3,216億円、補給金1,031億2,100万円であった。

なお、5 年度末出資金は、2,242億円となっている。

次に、5 年度決算における資金運用利回り及び資金原価をみると、資金運用利回りは5.18%(補給金繰入前)、資金原価は7.08%(うち借入金利息6.07%、業務委託費、事務費等1.01%)であった。

(3) 制 度 改 正

5 年度における農林漁業金融公庫融資制度の主な改正点は、次のとおりである。

ア 総合施設資金、土地利用型農業経営体質強化資金及び地域農業総合整備資金について、新政策の方向に沿った経営感覚に優れた経営体を実現するため、経営体育成特別融資制度が創設され、貸付計画の一括承認・適時貸付け、融資率100%適用等の特例措置が講じ

られた。

イ は場整備事業等の実施を契機として、農業の望ましい担い手の育成・確保を図り、担い手への農地の一層の集積を促進するため、無利子の担い手育成農地集積資金が創設された。

ウ 農林漁業施設資金等について、水田農業確立対策に代わる水田営農活性化対策が実施されることに伴い、地域農業総合整備資金(水田営農活性化型)が創設された。

エ 農林漁業施設資金(共同利用施設)について、貸付けの相手方に、農林漁業振興法人が追加された。また、農業機械の賃貸事業に必要な農機具の取得等に要する費用について特利が設定された。

オ 農地等取得資金について、新規就農者等に対する要件を緩和するとともに、世帯数3以下の農業生産法人の貸付限度額が通常の農業生産法人並に引き上げられた。

カ 土地利用型農業経営体質強化資金について、貸付対象事業に農産物の需要を開拓するための農産加工品等の調査及び開発並びに通信・情報処理機材の取得に必要な費用が追加された。

キ 総合施設資金について、世帯数1の法人の貸付限度額が通常の法人並とされるとともに、貸付限度額が引き上げられた。

ク 振興山村・過疎地域経営改善資金について、貸付対象事業に農山漁村ふれあい体験宿泊施設、農林地の保全事業を開始するための費用が追加されるとともに、雇用創出効果が見込まれる場合について3億円の貸付限度額が設定された。

ケ 自作農維持資金について、償還円滑化資金及び稲作転換資金の貸付期間等が延長された。また、貸付けの相手方に農業生産法人が追加された。

コ 農林漁業構造改善事業推進資金(林業)及び農林漁業施設資金(主務大臣指定施設—林業施設)について、林産物の流通又は販売に必要な機械その他の施設の貸付限度額が引き上げられた。

サ 林業経営育成資金について、林地取得に係る林齢制限が引き上げられた。

シ 林業基盤整備資金(造林)について、貸付対象森林の林齢が引き上げられた。

ス 水産加工資金について、法律の適用期限が延長された。また、貸付対象魚種・貸付対象都道府県が追加されるとともに、融資率が70%から80%に引き上げられた。

セ 漁業経営再建整備資金(設備)について、国際資源管理推進に伴う資源の保存・管理のため被代船を

スクラップした場合の遠洋かつお・まぐろ漁船の融資率が80%から90%に引き上げられた。

ソ 沿岸漁業経営安定資金（災害資金）について、サメ及び貝毒による被害が追加された。

(4) 貸付決定状況

5年度の貸付決定額は表5のとおり4,642億円で、前年度決定額とはほぼ同額となった。経営維持安定資金、災害資金で増加したものの、経営構造改善関係資金、一般施設資金で減少した。

ア 経営構造改善関係資金

農林漁業構造改善事業推進資金のうち農業構造改善事業に係る貸付けは、前年度に比べ23億円減の100億円、林業構造改善事業に係る貸付けは、前年度に比べ4億円増の29億円、沿岸漁業構造改善事業に係る貸付けは、前年度に比べ39億円減の75億円となった。農地等取得資金は、前年度に比べ30億円減の322億円となった。土地利用型農業経営体質強化資金は、前年度に比べ13億円増の35億円となった。総合施設資金は、前年度に比べ43億円減の189億円となった。漁業経営再建整備資金（設備）は、前年度に比べ13億円減の27億円となった。中山間地域活性化資金は、前年度に比べ5億円増の391億円となった。これらの結果、経営構造改善関係資金全体としては、前年度に比べ97億円（7.2%）減の1,256億円となった。

イ 基盤整備関係資金

農業基盤整備資金は、前年度に比べ12億円減の1,324億円となった。5年度に創設された担い手育成農地集積資金は、23億円となった。林業基盤整備資金のうち、造林は1億円減の361億円となり、林道は前年度に比べ3億円減の10億円となった。漁業基盤整備資金は、前年度に比べ23億円減の48億円となった。これらの結果、基盤整備関係資金全体としては、15億円（0.9%）減の1,767億円となった。

ウ 一般施設資金

農林漁業施設資金のうち、水産施設は共同利用施設等の減少により減少したものの、農業施設及び林業施設は増加したことから、全体としては前年度に比べ49億円増の739億円となった。特定農産加工資金は、前年度と同額の142億円となった。漁船資金は、前年度に比べ59億円増の125億円となった。水産加工資金は、前年度に比べ39億円増の165億円となった。食品流通改善資金は、前年度に比べ147億円減の153億円となった。新規用途事業等資金については、前年度に比べ増加したが、塩業資金、乳業資金は、前年度に比べて減額となった。これらの結果、一般施設関係資金全体としては、32億円（2.3%）減の1,386億円となった。

エ 経営維持安定資金

自作農維持資金は、再建整備資金が減少したものの、冷害等により災害資金が増加したことから、前年度に比べ108億円増の195億円となった。林業経営安定資金、沿岸漁業経営安定資金についてもともに増加した。これらの結果、経営維持安定資金全体としては、113億円（127.8%）増の201億円となった。

また、災害資金については、農業基盤整備資金22億円が主なもので、全体としては前年度に比べ19億円（134.6%）増の33億円となった。

表5 農林漁業金融公庫資金貸付決定状況

(単位：百万円、%)

区 分	5年度(A)	4年度(B)	(A)/(B)
経営構造改善	125,572	135,294	92.8
構造改善推進	20,359	26,115	80.0
農地等取得	32,203	35,219	91.4
土地利用型	3,489	2,187	159.5
総合施設	18,880	23,189	81.4
林業経営育成	417	605	68.9
漁業経営再建整備	2,667	4,033	66.1
中山間地域活性化	39,136	38,621	101.3
振興山村・過疎	8,421	5,324	158.2
基盤整備	176,663	178,220	99.1
農業基盤整備	132,359	133,642	99.0
担い手育成農地集積	2,349	—	—
林業基盤整備	37,170	37,442	99.3
漁業基盤整備	4,786	7,137	67.1
一般施設	138,630	141,841	97.7
農林漁業施設	73,875	68,993	107.1
特定農産加工	14,173	14,227	99.6
漁船	12,478	6,580	189.6
水産加工	16,511	12,556	131.5
食品流通改善	15,260	30,037	50.8
塩業、新規用途、乳業	6,333	9,447	67.0
経営維持安定	20,081	8,817	227.8
自作農維持	19,509	8,695	224.4
林業経営安定	160	72	222.2
沿岸漁業経営安定	413	50	826.0
災害	3,268	1,393	234.6
計	464,215	465,564	99.7

(注)：貸付決定額は単位未満四捨五入につき合計と内訳が突合しないことがある。

3 農業近代化資金

農業近代化資金制度は、昭和36年に創設されて以来、農業情勢の変化等に対応し、貸付対象範囲の拡大等その拡充措置を講じつつ、農業者等の資本装備の高度化、農業経営の近代化等に必要な資金の円滑な供給に努めてきており、5年度においては、農業を営む者に対す

る貸付限度額の引上げ、中核農家規模拡大等初度的経営資金の法人経営に対する貸付限度額の引上げ等を行った。

(1) 融 資 状 況

5年度の融資枠は前年度と同額の4,000億円を設定した。融資実績は2,619億円(うち農林中央金庫が国の直接利子補給を受けて融資した額70億円、以下、「国枠中金融資分」という。)で、対前年度比98.5%となり、前年度並の実績となった。承認件数は6万9,308件で前年度より5,143件減少した(表6)。

ア 融資対象施設融資状況

資金種類別実績(国枠中金融資分を含む。)をみると、個人施設は、1,526億円 で前年度(1,626億円)に対し6.2%減少(100億円減)した。このうち建築物造成資金が前年度に比べ43億円、6.8%減少、農機具等取得資金が前年度に比べ23億円、3.0%減少している。

共同利用施設は、1,093億円 で前年度(1,033億円)に対し5.8%増加(60億円増)した。

イ 地域別融資状況

地域別の融資状況をみると、東北(38億円増)、関東(20億円増)の2地域で増加、北陸(7億円減)、東海(20億円減)、近畿(31億円減)、中国・四国(28億円減)、九州(5億円減)の5地域で減少し、北海道、沖

縄は前年度並となっている。

ウ 国枠中金融資分

国枠中金融資分は8件、70億円で、対前年度比87.7%となった。なお、対象資金は共同利用施設の建築物造成資金がその大半を占めている。

(2) 融 資 残 高

以上のような融資状況の下で5年12月末の融資残高は1兆924億円(うち国枠中金融資分340億円)となった。

この内訳を融資期間別にみると、農協が6,771億円(62.0%)でその大半を占め、次いで信農連3,289億円(30.1%)、農林中金569億円(5.2%)、銀行等294億円(2.7%)の順となっている。

(3) 農業近代化資金の予算及び決算

5年度における農業近代化資金関係の当初予算額は126億8,344万円であり、補正後の予算額115億9,409万円に対し決算額は112億3,335万円となった。この内訳は、都道府県の利子補給に対する補助額が補正後の予算額114億3,539万円に対し決算額110億8,895万円、農林中央金庫の直接利子補給金が補正後の予算額1億5,870万円に対し、決算額1億4,440万円となっている(表7)。

表6 農業近代化資金種類別利子補給承認状況
5年度(速報)

資 金 種 類	5年度(速報)				4年 度			
	件 数 (件)	金 額 (百万円)	構成比 (%)	1件当たり 金額 (千円)	件 数 (件)	金 額 (百万円)	構成比 (%)	1件当たり 金額 (千円)
個 人 施 設								
建築物	14,080	58,664	22.4	4,166	14,750	62,964	23.7	4,269
農機具等	47,064	74,527	28.5	1,584	50,839	76,797	28.9	1,511
果樹等	45	99	0.0	2,200	49	123	0.0	2,510
家畜	998	1,814	0.7	1,818	1,589	2,691	1.0	1,694
小土地改良	594	768	0.3	1,293	682	892	0.3	1,308
特認	1,480	11,036	4.2	7,457	1,470	12,197	4.6	8,297
セツト	703	5,684	2.2	8,085	726	6,983	2.6	9,618
計	64,964	152,591	58.3	2,349	70,105	162,646	61.2	2,320
	(8)	(7,037)	(100.0)	(879,625)	(12)	(8,026)	(100.0)	(668,833)
共 同 利 用 施 設	4,344	109,335	41.7	25,169	4,346	103,323	38.8	23,774
	(8)	(7,037)	(100.0)	(879,625)	(12)	(8,026)	(100.0)	(668,833)
合 計	69,308	261,926	100.0	3,779	74,451	265,968	100.0	3,572

(注)1 ()内は国枠中金融資分であって内数である。

2 「セツト」とは、2種類以上の資金の一括貸付をいう。

3 特認とはは、新規就農円滑資金、中核農家規模拡大等初度的経営資金、肥育畜等の購入又は育成資金、花き・花木等の植栽育成資金、未利用資源活用施設資金、農村給排水、特定の農家住宅資金、観光農業施設資金及び内水面洋食施設資金等である。

表7 農業近代化資金関係の予算額及び決算額

区 分	5 年 度		4 年 度	
	予 算 額	決 算 額	予 算 額	決 算 額
農業近代化資金利子補給補助金	(12,506,729) 11,435,387	11,088,953	(12,910,243) 11,570,284	11,285,124
農業近代化資金利子補給金	(176,717) 158,678	144,398	(159,865) 144,432	133,834
計	(12,683,438) 11,594,085	11,233,351	(13,070,108) 11,714,716	11,418,958

(注) ()内は当初予算である。

4 農業信用保証保険

(1) 農業信用基金協会の業務概況

農業信用基金協会の基本財産である基金の総額は、前年度末の1,482億円に対し62億円増加し、5年度末残高は1,544億円（農業近代化資金465億円、一般資金1,079億円）となった。その主たるものは、会員からの出資金で、基金総額の71%を占めている。また、この基金を担保とした5年度末の債務保証残高は3兆8,195億円（農業近代化資金6,469億円、一般資金3兆1,726億円）で、前年度末の3兆5,937億円に対し2,257億円の増加となった。農業近代化資金のうち新たに5年度の基金協会の債務保証に付された額は、当該年度の利子補給承認額の62.5%となった。

また、5年度中に基金協会が代位弁済を行った金額は145億2,056万円（うち農業近代化資金分8億3,156万円）で、前年度の136億2,853万円に比べ8億9,203万円増加した。

この結果、5年度末の求償権残高は562億2,245万円（うち農業近代化資金分69億3,560万円）となった。

(2) 農林漁業信用基金の業務概況（農業関係）

5年度末の保険価額残高は、保証保険2兆2,476億円、融資保険136億円で、各基金協会に貸し付けた融資資金の残高は、長期資金173億400万円、短期資金6億6,535万円となった。

また、5年度において基金協会等に支払った保険金の額は32億8,600万円で、前年度より4,500万円減少した。

この結果、5年度末の支払保険金残高は275億7,900万円となった。

(附) ④全国農協保証センターの業務概況

④全国農協保証センターの基本財産である基金は、5年度末残高で47億8,379万円となった。また5年度の再保証引受額は3,386億円、年度末再保証残高は1兆2,790億円となった。

(3) 農業信用保証保険関係の予算及び決算

5年度における農業信用基金協会への都道府県の出資に対する補助金は、補正後の予算額1億314万円に対し決算額は7,185万円となった。また、農林漁業信用基金に対する出資金は補正後の予算額、決算額とも同額の86億5,500万円となった（表8）。

表8 農業信用保証保険関係の予算額及び決算額

(単位：千円)

区 分	5 年 度		4 年 度	
	予 算 額	決 算 額	予 算 額	決 算 額
農業信用基金協会出資補助金	(108,000) 103,140	71,845	(108,000) 104,760	48,905
農林漁業信用基金出資金	(371,000) 8,655,000	8,655,000	371,000	371,000
計	(479,000) 8,758,140	8,726,845	(479,000) 475,760	419,905

(注) ()内は当初予算である。

5 天 災 資 金

天災融資制度は、27年の特別措置法に始まり、30年以降は「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」（昭和30年法律第136号。以下「天災融資法」という。）に基づき、天災により被害を受けた農林漁業者等の経営の安定を図るための資金を融通しており、これまでに総額5,959億円（うち特別措置法によるもの524億円）が融資されている。

(1) 5 年発生主要災害の概要と措置

5 年発生災害に係る天災資金の貸付総額は371億円であり、その被害概況及びこれに対する天災融資法の適用政令の概要は、次のとおりである。

○北海道南西沖地震

7 月12日、北海道南西沖でマグニチュード7.8の地震が発生し、震源地に近い北海道の小樽、寿都、江差、青森県の深浦では震度5の強震を観測するとともに、この地震により発生した津波は、北海道奥尻町深内地区で21mを記録したほか、北海道から中国地方にかけての日本海沿岸各地を襲った。このため、漁業関係の漁船、漁具を中心に甚大な被害が発生し、被害見込額は、98億円となった。

この被害につき、9 月10日付けで天災融資法の適用に関する政令が公布された。政令の主な内容は、①融資総額20億円、②貸付期間は5 年9 月10日から6 年1 月31日、③特別被害地域を指定できる都道府県は、漁業について北海道である。

○5 月下旬から9 月上旬までの間の天災

5 月下旬から9 月上旬までの間においては、長雨、豪雨、暴風雨、低温及び日照不足の気象によって、農作物全般について、育成遅れや病害虫が多発し、甚大な被害となった。

特に水稲では、ほぼ全国的に長期にわたる低温、日照不足により、生育の遅れ、受精不良による障害不稔が顕著でありさらに出穂後も天候不順が続き、登熟不良が生じた。また、度重なる台風第4～7、13号による暴風雨、梅雨前線による豪雨及び長雨によって、冠水、倒伏、穂発芽等による被害が各地で発生した。さらに、いもち病が全国的に大発生した。このため、農産関係を中心に、1 兆2,363億円の甚大な被害見込額と

なった。

この被害につき、11月10日付けで天災融資法の適用に関する政令が公布された。政令の主な内容は、①融資総額2,000億円、②貸付期間は5 年11月10日から6 年4 月28日、③特別被害地域を指定できる都道府県は、農業について北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、石川県、山梨県、長野県、静岡県、滋賀県、京都府、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県であり、漁業について大分県である。

さらに、貸付条件については、特例的に、3 年間の措置期間を設定することができることとされたほか、当初3 年間の金利が引き下げられ、被害の程度に応じて1.5%（3 年間経過後3.0%）、3.5%（同3.85%）、4.0%（同4.3%）とする措置が講じられた。

(2) 融 資 残 高

5 年12月末現在における融資残高は、319億円であり、その資金別、貸付利率及び業態別内訳は、表9のとおりである。

(3) 既往融資に対する補助額

既往融資に対する国の利子補給補助額は、5 年度6 億2,335万円であり、制度が発足した27年度から5 年度までの累計は559億6,889万円となった。また、5 年度においては、国からの損失補償補助金の交付はなされなかったが、制度発足以来5 年度までの累計は8 億7,198万円となった。さらに、損失補償後の回収金からの国庫納付額は、5 年度は50万円であり、国庫納付の始まった32年度から5 年度までの累計は2 億4,042万円となった。

表9 5 年12月末融資残高

(単位：百万円)

区 分	金 額	率	業 種					計
			農 業	開 拓	林 業	漁 業		
経 営 資 金	3.0%	以内	20,590	119	7	1,628		22,344
	5.5%	"	7,870	79	4	184		8,137
	6.5%	"	1,329	—	2	77		1,408
事 業 資 金	6.5%	"	27	—	—	—		27
計			29,816	198	13	1,889		31,916

(注) 四捨五入のため、内訳と計はかならずしも一致しない。

第 2 節 農林漁業関係の税制改正

1 平成5 年度税制改正

平成5 年度の税制改正については税制調査会より平

成4 年12月18日に「平成5 年度の税制改正に関する答申」が提出され、政府はこれを受けて平成5 年1 月12日の閣議で「平成5 年度税制改正の要綱」を決定した。これに基づき改正案が第126回国会に提出され、衆・参両院での審議を経て、租税特別措置法の一部を改正する法律、地方税法の一部を改正する法律等が3 月31日

に公布され、原則として4月1日から施行された。

そのうち、農林漁業関係の改正点は次のとおりである。

2 国 税 関 係

平成5年度における農林漁業関係税制の改正については、新しい食料・農業・農村政策（以下「新政策」という。）を支援するため、農用地利用集積準備金の創設をはじめ関係法律の制定に伴う各種の税制上の措置が講じられたほか、適用期限の到来する特例措置の一部見直し及び適用期限の延長等所要の措置が講じられた。

なお、新政策関連の措置については、関連法律の施行の日、その他の事項については、原則として平成5年4月1日から施行された。

(1) 新政策関連の特例措置の創設・拡充

ア 農用地利用増進法の一部改正（「農業経営基盤強化促進法」に改称）に伴い、次の措置が講じられた。

(ア) 同法の認定を受けた特定農用地利用規程において農用地の利用の集積を図ることとされている特定農業法人について、農用地の取得等に要する買入の支出に充てるための農用地利用集積準備金を農業収入の10/100の限度額で積み立てることができる。

(イ) (ア)の準備金を積み立てる特定農業法人が準備金を取り崩して農用地又は農業用機械等を取得した場合に圧縮記帳ができる。

(ロ) 同法に基づく農業経営改善計画の認定を受けた農業生産法人が、当該認定のあった日以後5年以内に農地等の取得をして営農の規模を拡大した場合、一定の要件の下に、当該認定のあった日の属する事業年度以降5年以内の各事業年度末において有する農業用機械等について普通償却限度額の20/100の割増償却ができる。

(ハ) 農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の800万円特別控除の適用対象に、同法に基づく農用地利用集積計画により農業生産法人に農地等を現物出資した場合を加える。

(ニ) 農地保有合理化法人が農地等を取得した場合の登録免許税の税率を軽減する特例の適用対象に、同法に基づく農業生産法人出資育成事業の用に供するために都道府県農業公社が農地等を取得した場合を加える。

(ホ) 利用権設定等促進事業により農地等を取得した場合の登録免許税の税率を25/1,000（本則50/1,000）に軽減する特例の適用対象に、同法に基づく農用地利用集積計画により農業生産法人が農地等の現物出資を

受けた場合を加える。

イ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備に関する法律の制定に伴い、次の措置が講じられた。

(ア) 同法の認定を受けた法人がその認定に係る事業計画に従って取得する特定中核的民間施設等について8/100（機械等については15/100）の特別償却制度を適用する。

(イ) 特定の事業用資産の買換え等の場合の課税の特例（課税繰延割合は80/100）の適用対象に、同法に基づく所有権移転等促進計画により土地等の買換え・交換をした場合を加える。

(ロ) 農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の800万円特別控除の適用対象に、同法に基づく所有権移転等促進計画により土地等の譲渡をした場合を加える。

(ハ) 所有権の移転登記に対する登録免許税の税率を30/1,000（本則50/1,000）に軽減する特例の適用対象に、同法に基づく所有権移転促進計画により農業を営む者が農地を取得した場合を加える。

ウ 農業機械化促進法の改正に伴い、農業生産法人等が取得する一定の特定高性能農業機械について、事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は特別税額控除制度の適用対象に加え、取得価額の20/100の特別償却又は5/100の税額控除の選択適用の措置が講じられた。

エ 林業等振興資金融通暫定措置法の改正に伴い、同法に基づく合理化計画の認定を受けた素材生産業を営む法人が、当該計画に基づき事業の規模を拡大した場合は、一定の要件の下に、当該認定のあった日の属する事業年度以降5年以内の各事業年度末において有する林業用の機械装置について普通償却限度額の20/100の割増償却の措置が講じられた。

(2) 所 得 税 法

ア 農協職員の退職金の支払いを目的に行う特定退職金共済団体の運用資産の範囲に、全国共済農業協同組合連合会が行う生命共済の共済掛金が追加された。

イ 寄付金控除の対象となる公益の増進に著しく寄与する法人の範囲に、海と渚の環境美化の推進を主たる目的とする（社）海と渚環境美化推進機構が加えられた。

(3) 法 人 税 法

寄付金控除の対象となる公益の増進に著しく寄与する法人の範囲に、海と渚の環境美化の推進を主たる目的とする（社）海と渚環境美化推進機構が加えられた。

(4) 相 続 税 法

立木及び林地に係る相続税評価の改善が図られた。

ア 立木の相続税について、林業収益性が著しく悪化していること、幼齢立木の取引がほとんど成立しなくなっている状況にあること、近年における立木の伐採齢が長期化していることから、これらの実態調査を行い標準伐期を含む評価の適正化を図ることとされた。

イ その結果、立木の相続税の評価の改善については、

(ア) 現行の立木評価法グラーゼル方式を基本としつつ、

(イ) 樹齢2年生から10年生までの幼齢立木について、植栽後1年間の造林費の額と、年2%の複利合計額の費用価等により評価することとし、11年生以降標準伐期までは、従来どおりグラーゼル式で評価することとした。

(ロ) 標準伐期については、地域の立木伐採の実態に応じ、国税局ブロック毎に5年又は10年延長した。

ウ 上記イと併せ、木材の搬出距離の長短による立木の経済的条件を評価する地利級割合の判定基準となる小出距離（伐採箇所から林道、工場までの距離）の標準範囲を、実態に即し、従来の「1.5km～2.0km」の範囲から「0.3km～0.5km」の範囲に改訂し、相続税評価額を軽減した。

エ 林地の相続税評価の適正化

林地の相続税評価倍率適用地域の区分方法として「保安林」「森林施業計画認定林地」等の区分を新たに設け、「純山林」として評価すべき地域区分を行い、評価倍率の適正化を図った。

(5) 租税特別措置法

ア 特例措置の創設・拡充

(ア) 全国共済農業協同組合連合会が行う一定の要件を満たす適格退職年金契約の適格退職積立金に対する特別法人税（1%）について、その積立金のうち厚生年金基金水準相当給付（老齢厚生年金の代行相当部分の1.4倍に相当する給付）に必要な部分までは非課税とする措置が講じられた。

(イ) 試験研究費の額が増加した場合等の特別控除制度の適用期限が2年延長されるとともに、国の試験研究機関との共同研究に係る試験研究費の6/100の相当額を本措置に加えて税額控除できる措置が講じられた。

(ロ) 公害防止用設備の特別償却制度のうち適用期限の到来する汚水処理設備、ばい煙処理用設備、窒素酸化物抑制設備、産業廃棄物処理用設備の適用期限が2

年延長されるとともに、特定の物質によるオゾン層の破壊の防止に資する脱特定物質対応型設備について、21/100の特別償却ができる措置が講じられた。

イ 租税特別措置の適用期限の延長

次に掲げる特例措置について、その適用期限が2年（(ロ)、(イ)及び(ロ)の特例措置のうち、特定農産加工業経営改善臨時措置法に関する措置にあっては、平成6年6月30日まで）延長された。

(ア) 山林所得に係る森林計画特別控除

(イ) 特定中核的民間施設等の特別償却

(ロ) 商業施設等の特別償却

(ハ) 中小企業者等の機械の特別償却

(ニ) 中小企業構造改善計画を実施する商工組合等の構成員の機械等の割増償却

(ホ) 中小漁業構造改善計画を実施する漁業協同組合等の構成員の漁船の割増償却

(ヘ) 植林費の損金算入の特例

(ニ) 鉱工業技術研究組合等に対する支出金の特別償却

(ロ) 農業協同組合等の留保所得の特別控除

(イ) 鉱工業技術研究組合等の所得計算の特例

(ロ) 特定の事業者の設備廃棄により生ずる損失に係る欠損金の繰越期間の特例

(イ) 農地等の一括生前贈与による所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減

(ロ) 農住組合が行う交換分合により土地を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減

(イ) 農林漁業金融公庫資金等の転貸の場合の抵当権の設定登記に対する登録免許税の税率の軽減

(ロ) 農業信用基金協会等の抵当権の設定登記等に対する登録免許税の税率の軽減

ウ 租税特別措置の整理合理化

次に掲げる特例措置について、その内容が縮減された上、適用期限が2年（(ア)のうち、特定農産加工業経営改善臨時措置法に関する措置にあっては、平成6年6月30日まで）延長された。

(ア) 産業構造転換用設備等の特別償却制度について、償却割合（改正前15/100、特定地域については21/100）が14/100（特定地域については20/100）に引き下げられた。

(イ) 事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は特別税額控除の対象設備の範囲について、

a 卸・小売業用の販売時点情報管理装置（POS）については、共通商品コードを読み取ることのできるスキャナーを有するものに限定された。

b サービス業務用の業務用電子計算機について、処理語長が32ビットでクロック周波数が33メガヘルツ以上のものに限定された。

(ウ) 特定余暇利用施設の特別償却制度について、対象となる取得期間が基本構想承認後8年以内（改正前5年以内）に延長されるとともに、償却割合（改正前13/100）が、基本構想承認後5年超7年以内の期間にあっては10/100に、5年超8年以内の期間にあっては8/100にそれぞれ引き下げられた。

(エ) 中小企業者等の機械の特別償却制度について、適用対象となる機械及び措置の最低限度額が200万円（改正前180万円）に引き上げられた。

(オ) 計画造林準備金制度について、積立限度額の計算の基礎となる1ヘクタール当たりの金額が19万円（改正前21万円）に引き下げられた。

(カ) 農業振興地域の整備に関する法律に基づく市町村長の勧告に係る協議等により農地等を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の軽減税率が35/1,000（改正前30/1,000）に引き上げられた。

(キ) 入会林野整備等に係る土地等の現物出資による所有権の移転登記に対する登録免許税の軽減税率が35/1,000（改正前30/1,000）に引き上げられた。

(ク) 漁港法に基づき水産業協同組合が国等に対して無償譲渡する道路等を取得した場合の所有権の保存登記に対する登録免許税の免税措置が廃止され、税率の軽減措置2/1,000（本則6/1,000）が講じられた。

エ その他

農村地域工業等導入地区における工業用機械等の特別償却対象資産の最低限度額が2,300万円（改正前2,100万円）に引き上げられた。

3 地方税関係

平成5年度における農林漁業関係税制の改正については、変動所得の適用対象範囲の拡大のほか、適用期限の到来する特例措置の一部見直し及び適用期限の延長等の措置が講じられ、原則として平成5年4月1日から施行された。

なお、新政策関連の措置については、それぞれの法律の附則で措置するとともに、当該法律の施行日から適用されることとなった。

(1) 新政策関連の特例措置の創設・拡充

ア 農用地利用増進法の一部改正（「農業経営基盤強化促進法」に改称）に伴い、次の措置が講じられた。

(ア) 同法に基づき都道府県農業公社が農業生産法人出資育成事業の用に供するために取得する農地に対する不動産取得税の納税義務の免除措置

(イ) 同法に基づき都道府県農業公社が農業生産法人出資育成事業の用に供するために取得する農地に対する特別土地保有税の非課税措置

イ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律の制定に伴い、次の措置が講じられた。

(ア) 同法に基づく所有権移転等促進計画により農業を営む者が取得する農地に対する不動産取得税の課税標準の特例措置

(イ) 同法の認定を受けた事業計画に従って一定の第三セクターが取得する特定の農林業の振興の用に供する建物等の敷地に対する特別土地保有税の非課税措置

(2) 道府県民税及び市町村民税

ア 特例措置の拡充

変動所得の範囲に、まだい及びひらめの養殖から生ずる所得が追加された。

イ 特例措置の延長

山林を現物出資した場合の所得割の納期限を延長する特例措置の適用期限が2年延長された。

(3) 事業税

新聞業、出版業、教育映画製作業に係る非課税措置の廃止に伴う経過措置が1年延長された。

(4) 不動産取得税

ア 特例措置の延長

次に掲げる特例措置について、その適用期限がそれぞれ2年延長された。

(ア) 漁港法に基づき水産業協同組合が国等に対して無償譲渡する土地に係る非課税措置

(イ) 農用地利用増進法の規定による利用権設定等促進事業により取得する土地に係る課税標準の特例

(ウ) 農住組合が行う交換分合により取得する土地に係る税額の減額

イ 特例措置の整理合理化

入会林野整備等により取得土地に係る減額措置について、その対象となる入会林野等の面積要件を10ヘクタール以上（改正前8ヘクタール以上）とした上、その適用期限が2年延長された。

(5) 固定資産税・都市計画税

ア 特例措置の拡充

(ア) 地域エネルギー利用設備に対する課税標準の特例措置の適用対象に、太陽熱利用木材乾燥装置が追加された。

(イ) 新築住宅に係る固定資産税の減額措置について、平成5年1月2日から平成7年1月1日までに新築された住宅の減額対象の面積要件が120㎡（改正前100㎡）に引き上げられた。

イ 特例措置の延長

営業用倉庫等に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置の適用期限が2年延長された。

ウ 特例措置の整理合理化

次に掲げる特例措置について、その内容が縮減された上、その適用期限が2年延長された。

(ウ) 地域エネルギー利用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象から木くず焚熱風発生装置を除外し、その対象となる設備の取得価額要件が480万円以上（改正前440万円以上）に引き上げられた。

(イ) 平成5年度に限り、湖沼水質保全特別措置法に基づく指定施設または汚水の処理施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置の適用対象から優良更新設備が除外された上、その課税標準が2/3（改正前1/3）に引き上げられた。

(ウ) 特定フロン排出抑制・回収設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準を2/3（改正前3/5）とした上、その対象範囲にトリクロロエタンの排出の抑制・回収設備が追加された。

エ その他

(ウ) 平成6年度の固定資産税の評価替えにおける宅地の評価の均衡化・適正化に伴う固定資産税及び都市計画税の税負担について、次の調整措置が講じられた。

ア 宅地に係る平成6年度から平成8年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税については、平成6年度評価額（住宅用地に係る課税標準の特例措置又は評価の上昇割合の高い宅地に係る暫定的な課税標準の特例措置の適用がある場合は、これらの特例措置を適用後の額）の平成5年度課税標準額に対する上昇率に応じ、宅地の用途に従い、次に掲げる負担調整率を毎年度、前年度の税額に乗じて得た額を限度とする。

区分	上昇率	負担調整率
住宅	1.8倍以下のもの	1.05
用地	1.8倍を超え、2.4倍以下のもの	1.075
	2.4倍を超え、3倍以下のもの	1.1
	3倍を超え、5倍以下のもの	1.15
	5倍を超えるもの	1.2
非住宅	1.8倍以下のもの	1.05
用地	1.8倍を超え、2.4倍以下のもの	1.075
	2.4倍を超え、3倍以下のもの	1.1
	3倍を超え、5倍以下のもの	1.15
	3倍を超え、9倍以下のもの	1.2
	9倍を超えるもの	1.25

ハ 三大都市圏の特定市の市街化区域農地に係る固定資産税及び都市計画税については、一般住宅用地と

同様の措置を講ずる。

(注) ア及びハの措置は、平成6年度の固定資産税及び都市計画税から適用する。

(イ) 三大都市圏の特定市の市街化区域農地に係る軽減措置

ア 三大都市圏の特定市の市街化区域農地のうち計画的宅地化を図る宅地化農地に係る固定資産税及び都市計画税の軽減措置について、必要があると認められた場合は、計画策定等の期限（現行平成5年末）を最長2年間延長する措置を講ずるとともに、平成5年末までに計画策定等が行われたものについては、平成4年度分から平成6年度分までの税額の9/10を軽減する現行の措置に加え、平成7年度分の税額の2/3を軽減する措置を講じ、平成7年度末までに計画策定等が行われたものについては、平成4年度分及び平成5年度分税額の9/10を軽減し、平成6年度分及び平成7年度分の税額の2/3を軽減する措置が講じられた。

ハ 三大都市圏の特定市の市街化区域農地を転用して新築した一定の貸家住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象となる貸家住宅の床面積要件を見直した上、階数が3階の一定の貸家住宅について、最初の5年間固定資産税の税額の2/3を減額する措置が講じられた。

(6) 特別土地保有税

ア 特例措置の延長

多極分散型国土形成促進法に規定する振興拠点地域及び業務核都市において整備される中核的民間施設の用に供する土地に係る非課税措置の適用期限が2年延長された。

イ 特例措置の整理合理化

次に掲げる特例措置について、その内容が縮減等された上、その適用期限が2年延長された。

ア 総合保養地域整備法に基づき特定民間施設の用に供する土地に係る非課税措置について、その適用期間が基本構想公表後8年間（改正前5年間）とされた。

(イ) 山村振興法に基づき認定法人が保全事業等の用に供する土地に係る非課税措置について、その対象設備の取得価額の要件が2,300万円超（改正前2,100万円超）に引き上げられた。

(7) 事業所税

ア 特例措置の延長

次に掲げる特例措置の適用期限がそれぞれ2年延長された。

(ウ) 多極分散型国土形成促進法に規定する振興拠点地域及び業務核都市において整備される中核的民間施設に対する新增設に係る非課税措置及び資産割の課税

標準の特例措置

(4) 食品流通構造改善促進法に基づく食品商業集積施設に対する新增設に係る課税標準の特例措置

(ウ) 山村振興法に基づき認定法人が保全事業等の用に供する施設に係る非課税措置及び資産割の課税標準の特例措置

イ 特例措置の整理合理化

総合保登地域整備法に基づく特定民間施設に対する新增設に係る非課税措置及び資産割の課税標準の特例措置について、対象となる新築の期間を基本構想承認後8年間(改正前5年間)とするとともに、その適用期限が2年延長された。

4 そ の 他

以下の法律の制定・延長・改正に伴い税制上の特例措置が創設・延長された。

(1) 平成4年度の水田農業確立助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律関係(制定)

ア 個人が交付を受ける同補助金については、一時所得扱いとする。

イ 農業生産法人が交付を受けた場合には、固定資産の取得又は改良に充てることを条件として、圧縮記帳による損金算入とする。

(2) 農業協同組合法の一部を改正する法律関係

同法の一部改正により、農事組合法人の構成員の範囲の拡大等が行われることに伴い、事業税の非課税措置の対象となる農事組合法人の構成員の範囲が拡大された。

(3) 林業改善資金助成法の一部を改正する法律関係

同法の一部改正により、林業労働安全衛生施設資金が林業労働福祉施設資金に改称されたことに伴い、次の特例措置の対象となる資金名がそれぞれ改称された。

ア 農林漁業者等の共同利用の機械に対する固定資産税の課税標準の特例措置(当該資金の貸付けを受け森林組合等が取得する220万円以上の機械等の課税標準を3年度分に限り1/2とする。)

イ 農林漁業経営の近代化等のための共同利用施設に係る不動産取得税の課税標準の特例措置(当該資金の貸付けを受け森林組合等が取得する施設について、貸付額をもとに計算した額を課税標準とする。)

(4) 漁業協同組合合併助成法の一部を改正する法律関係

同法の延長により、次の特例措置が講じられた。

ア みなし配当の特例

イ 清算所得の法人税の特例

ウ 引継欠損金の特例

エ 留保所得の特例

オ 土地重課制度の特例

カ 地価税の特例

キ 登録免許税の軽減措置

ク 清算所得の事業税の特例

(5) 沿岸漁業改善資金助成法の一部を改正する法律関係

同法の一部改正により拡充された経営等改善資金により取得する機械・装置が固定資産税の特例対象に追加された。

(6) 流通業務市街地の整備に関する法律関係

同法の一部改正により、次の措置が講じられた。

ア 同法に規定する流通業務地区内に設置される流通業務施設等の用に供する土地に対する特別土地保有税の非課税措置の適用対象に、製造業・小売業の配送センターの用に供する土地を追加

イ 同法に規定する流通業務地区内に設置される流通業務施設等に対する事業税の非課税措置の適用対象に、製造業・小売業の配送センターを追加

(7) 金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律関係

同法の制定に伴い、老人等の少額預金の利子所得等の非課税貯蓄申告書の取扱い金融機関及び老人等の少額公債の利子の非課税制度の対象金融機関に農業協同組合、農業協同組合連合会が追加された。

(8) 総合経済対策関連の設備投資減税関係(平成4年10月1日実施)

景気対策として平成4年8月に策定された総合経済対策において、平成4年10月1日から1年間の措置として企業の合理化・省力化に向けた設備投資を促進するための投資減税の実施が盛り込まれた。農林漁業及び関連企業関係については高速田植機等12設備が追加された。

第3節 農業委員会等

1 農業委員会等に対する国庫補助

5年度は、①農業委員会の経費として農業委員会交付金148億950万円及び農業委員会費補助金4億5,664万2千円、②都道府県農業会議の経費として都道府県農業会議会議員手当等負担金6億6,908万5千円及び都道府県農業会議費補助金3億9,602万4千円、③全国農業会議所の経費として全国農業会議所費補助金1億